

福祉とやま

ふれあいネットワーク (福) 富山県社会福祉協議会広報誌



No.468



「障害者はたちのつどい」での活動の様子

目次

CONTENTS

特集 P2~4 コロナ禍における特例貸付からみえた福祉・生活課題とこれからの社会福祉協議会の役割を考える

情報フラッシュ

県健康・福祉人材センターから P5

知っておきたい福祉情報 社会福祉施設経営相談室から

あかいほねトピックス P6

我が社会福祉法人の地域における公益的な取組
戦略的なPRを学んだ広報講習会

災害時の業務について考える P7

NPO法人の紹介 NPO法人 なんと元気(南砺市)

令和4年度 全社協会長表彰・中央共募会長表彰伝達式 P8

ボランティアグループ紹介

富山市手話サークルとわの会(富山市)

県高齢者総合相談センター閉所のお知らせ P9

いらっしゃいませ! 私たちの自慢の一品

社会福祉法人あしつき あしつきふれあいの郷(高岡市)

県社協 県介護実習・普及センターからのお知らせ P10

ねんりんピック愛媛のえひめ2023 参加者募集

シニアタレント・語り部を派遣します

寄付報告 P11

フリートーク

相談支援事業所アプリコット 相談支援専門員 徳竹 健太郎さん

県社協のおもな動き／編集後記 P12



スマートフォン用アプリ「Uni-Voice」

または「Uni-Voice Blind」を使えば

情報を音声で読み上げると同時に、テキストで表示されます。



この広報誌は共同募金の助成を受けています。

コロナ禍における特例貸付からみえた福祉・生活課題とこれからの社会福祉協議会の役割を考える

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入が減少し生活に困窮する人が増加しました。令和2年3月の受付開始から令和4年9月末の受付終了まで約2年半にわたって実施した生活福祉資金コロナ特例貸付(以下、特例貸付)は、生活資金を迅速に貸し付けることで家計が急変した世帯の暮らしを支える大きな役割があったといえます。一方で、一時的な生活費の借入れだけでは生活再建が難しい場合も多く見られ、今もなお生活が苦しい状況にある人も少なくありません。

今回の特集では、特例貸付を通して顕在化した地域の福祉課題と、これからの支援方策や社会福祉協議会の役割について考えます。

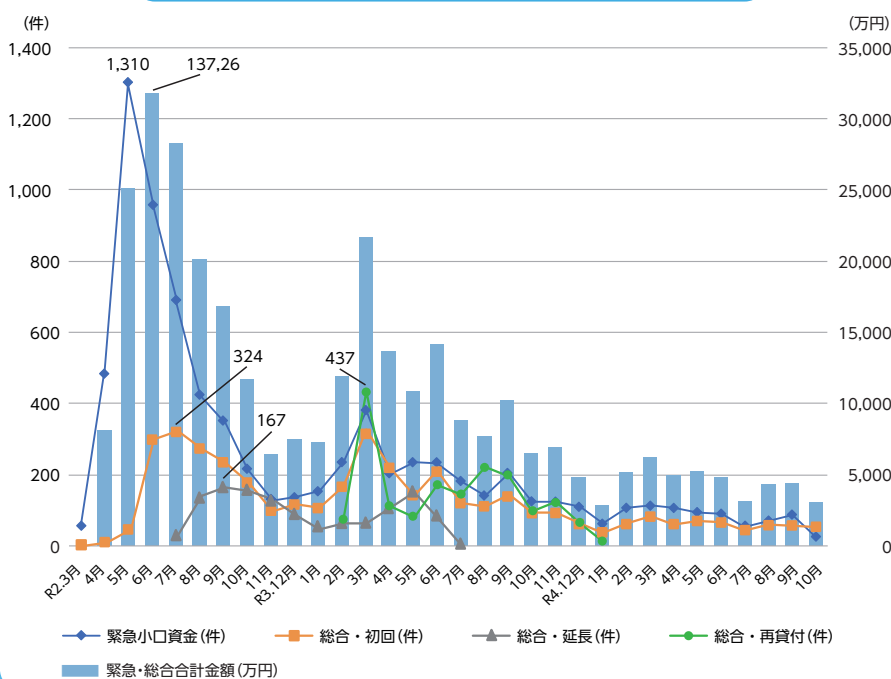
※生活福祉資金貸付制度：・低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象に、資金の貸し付けと必要な相談支援を行い、借受世帯の生活の安定と自立を図っていくことを目的とした制度。

コロナ禍での特例貸付の実施

令和2年3月25日から始まった特例貸付は、コロナの影響で収入が減少した世帯に、無利子で生活資金を貸し付ける制度で、従来の生活福祉資金の貸付要件を大幅に緩和する形で、最大20万円まで借りられる「緊急小口資金」(償還期間2年)と、最大20万円を

3カ月借りられる「総合支援資金」(償還期間10年)の貸付を実施しました。特例貸付は、コロナ禍における経済活動への影響が長期化していく中で、開始以降、10回にわたる申請受付期間の延長、貸付期間の延長や総合支援資金再貸付の実施など相次ぐ制度変更があり、申請時期によっては1世帯あたり最大200万円まで借りることが

【図表1】コロナ特例貸付 月別貸付決定状況



できました。県内では令和4年9月末の受付終了までに1万4,904件、約46億円の貸付決定を行っています(図表1)。コロナ禍以前の令和

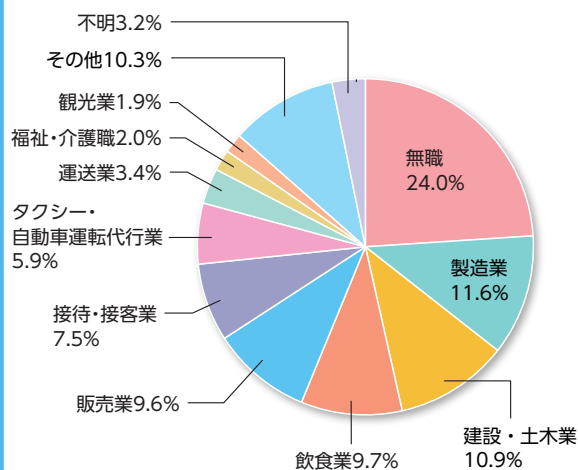
元年度の貸付件数と令和2年度の特例貸付を含めた貸付件数を比較すると、令和2年度は令和元年度の約33倍の貸付となっています。

特例貸付の借受人の状況

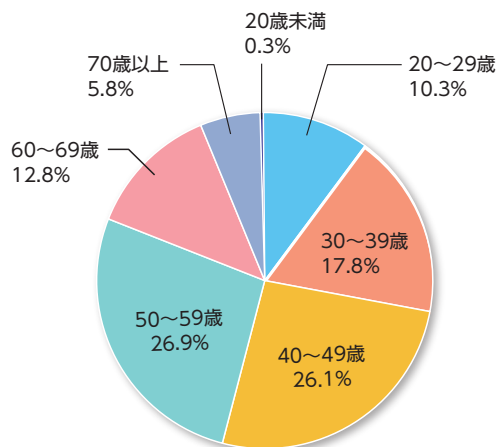
特例貸付の開始当初は、政府の緊急事態宣言と休業要請により、飲食業、タクシー・自動車運転代行業、イベント業等の従事者からの申請が目立ちましたが、長期化する中で、幅広い業種の方から申請があるようになりました(図表2)。全体のうち、個人事業主の借受人の割合は約16%、また、総合支援資金借入時に無職の状況にあった借受人は約24%でした。借受人を年代別にみると、若年層から高齢世代まで全世代にわたっており(図表3)、コロナが社会全体に与えた影響が極めて大きいことがわかります。借受人世帯の約43%が単身世帯であり、近くに頼れる存在がいなかったといった状況の人も多くみられました。中でも非正規の派遣労働者など雇用形態や労働条件が不安定な人は、日頃から貯蓄にまわすだけの余裕がなく、一時的でも収入が



【図表2】借受人の勤務先



【図表3】借受人の年齢



※いずれも、総合支援資金(初回)の令和4年3月末までの申請者の状況

減ることでも一気に経済的困窮に陥ってしまうことが顕著にあらわれました。

また、特例貸付の特徴として、外国籍住民の借受人が多いことがあげられます。総合支援資金だけで見ると、令和4年3月末までの借受人全体の約16%が外国籍住民であり、生活基盤が弱い外国籍住民がこれだけ多く地域に存在するということが明らかになりました。地域によっては借受人の約4割が外国籍住民のところもあり、地域産業の特徴が借受人の特徴にあらわれています。相談者の中には、日本語の理解が難しい方もおり、窓口では多言語対応の

申請受付時の 社会福祉協議会の状況

リーフレットや申請書類、翻訳機を活用したり、県外国人ワンストップ相談センターに協力を仰ぎながら対応にあたりました。

特例貸付は、生活資金を迅速に貸し付けることで、一時的な困窮対策としての役割があったと言えます。一方、窓口では、減収により生活費が足りないという相談のほか、失業や就労に関する悩み、ローンや借金、病気や障害、ひとり親世帯で頼れる人がいないなど、生活全般にわたる

様々な相談がありました。多岐にわたる困難や課題を抱えている相談者が少なくなく、一時的な貸付だけでは生活の立て直しに不安が残る相談者も多い状況でした。

このような相談者に対し、社会福祉協議会では、申請受付とともに、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関や生活保護の窓口など必要な支援につなげたり、緊急的な食糧支援を行うなどしてきました。しかし、国の要請により、資金の迅速な貸付が最優先とされたため、申請者の生活状況など十分な聞き取りをせずに、コロナの影響で収入が減少したという理由のみで

これからの支援の課題と 社会福祉協議会の役割

貸付を行わざるを得なかった状況で、これまでにない膨大な数の申請受付対応に迫られ、本来の生活福祉資金貸付制度で行ってきた丁寧な相談支援を行うことができなかった状況があります。

特例貸付は今年1月から償還開始となっています。住民税非課税世帯は償還免除となりますが、これまでに免除決定したのは全体の約3割です。免除対象とならなかった世帯でも、依然として生活が苦しい状況にある世帯も多いと思われ、社会福祉協議会では償還猶予や少額返済などの相談に応じながら、長期にわたる償還とともに、借受人の生活再建を図っていくための継続的な支援が必要と考えています。これには相談窓口となる社会福祉協議会の相談体制の強化が急務であるとともに、関係機関との課題の共有や連携強化に取り組んでいかなければなりません。

特例貸付を通して、コロナ禍以前から生活困窮状態であった人や、雇用が不安定であった人、家計のやりくりや

金銭管理に問題を抱える人など、脆弱な生活基盤のもと暮らしていた人が地域にいかにも多く存在していたかが明らかになりました。また、特例貸付が広く利用されたことにより、これまで社会資源や支援につなげていなかった人と貸付を通して関わりがもてたことで、必要な支援制度につなぐことができた一方で、既存の社会保障や福祉施策では課題に対応しきれないケースも多くありました。

社会福祉協議会は、これら特例貸付の相談からみえた個々の課題を地域の課題として捉え、地域生活で困難を抱える人たちを支える仕組みづくりを積極的に展開することが求められます。県内の社会福祉協議会では、特例貸付をきっかけに外国籍住民向けのサロンを開催したところや、地元金融機関と連携し、ひとり親家庭向けのライフプラン研修を企画実施したところもあります。地域において新たに見えてきた課題に対し、地域の関係機関と連携・協働しながら取り組む必要があります。



社会福祉法人滑川市社会福祉協議会の取り組みを通して

特例貸付は、富山県社会福祉協議会が主体、県内の市町村社会福祉協議会が相談窓口となって実施していました。相談窓口を通してみえてきたものや、課題に対する支援などについて、滑川市社会福祉協議会の石川さんにお話をうかがいました。



事務局次長
(地域福祉・ボランティア係所属)
石川 優さん

特例貸付の窓口業務で みえてきたもの

滑川市では約2年半の間にべ351件、約1億円の特例貸付を行いました。従来の生活福祉資金貸付制度は年間で2〜6件程度の貸付だったことを考えると、その多さは際立っていると言えるでしょう。窓口業務にあたるなかで印象的だったのは、受付開始の

初日から相談窓口に来られる方がいらったことです。なかには外国籍の方もいて、私たち職員は地域にいろんな方が住んでいることを改めて実感したと同時に、これから始まる対応への漠然とした不安が募りました。また、動画配信サイト等で特例貸付のことを知って来られる方がいらったことも特徴的でした。都道府県ごとにルールや運用が一部異なるなかで、ネットの情報や鵜呑みにして申請に来られると、お互いに困惑してしまうケースもありました。

本来の生活福祉資金貸付制度では、相談者の生活が困難な理由をお聞きし、状況に応じた必要額の貸付を行っています。今回の特例貸付でも、受付開始当初はそれに近い形で実施できていましたが、2ヵ月ほどの間に相談者が急増。しだいに手続きが簡素化されていき、丁寧な相談支援を行うことが難しくなっていました。さらに、膨大な数の申請が続くなかで、受付窓口の拡大を図るため、緊急小口資金については労働金庫と郵便局

でも申請を受け付けるようになりまし。コロナの影響で生活に困っている多くの方たちにスピード感をもって貸付を行うためには、全国共通で仕方のなかったことだと思えますが、私たちは福祉の専門職として丁寧な相談支援を行うことができなかったことにジレンマを感じざるを得ませんでした。

生活困窮者に向けて 貸付だけではない支援を

特例貸付は支給決定後、1週間程度で入金されるというスピード感が重視された制度でした。しかし相談窓口に来られる方のなかには「明日食べるものがない」と困っている方もいらったいました。私たちはこのような方に対して、入金までのタイムラグを埋めるような施策が必要だと考えました。

そこで滑川市社会福祉協議会では、令和2年10月からフードドライブをスタートしました。フードドライブは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている方に寄付する活動です。市内の家に寄付を募ったところ、おかげさまで想定以上の食品

が集まり、生活に困っている方たちに届けることができました。フードドライブは、今後もニーズがある限り常時取り組んでいく方針です。

また、相談窓口に来られる方だけでなく、声なき声に耳を傾けて支援するための取り組みとして、主にひとり親家庭の方等に食品を無料配布するフードパントリーも新たに始めました。年3回程度のペースで実施し、これまでにべ103世帯に食品をお配りしました。このフードパントリーを実施する際には、職員や相談員による生活相談会や、子どもが楽しめるイベントを同時開催するなど、必ず社会福祉協議会ならではの要素をプラスしています。今後も引き続き、貸付だけではなく支援を増やしていきたいです。

今後の対応と 社会福祉協議会の役割

今年1月からは特例貸付の償還が始まりました。また、通常の生活福祉資金貸付制度については、引き続き申請を受け付けています。償還や貸付申請に関する相談があった際には、従来のように

じっくりとお話をお聞きし、生活困窮に至った原因についてまずはご本人に気付いていただき、そこから必要な支援を行っていきいたいと考えています。

貸付を通して見えてくる生活課題をキャッチして、解決のための自立支援につなげていくことが、私たち社会福祉協議会の役割です。この流れを強化していくためには、やはり支援する「人」が必要になってきます。福祉はデータやエビデンスが取りづらく、財源や人員の確保が難しい業界ではありますが、「人」の必要性は継続して強調していきたいです。

もう一つ必要だと思うのは、多機関・多職種連携です。医療、介護、お金など、社会福祉協議会だけでは解決できない生活課題を抱えている方も多くいらっしゃいます。多機関・多職種がつながり、役割分担しながら支援していくということを、今まで以上に考えていかなければなりません。



- 各種貸付の手引は
こちらから取得
できます。



県社協 県健康・福祉人材センターから

当センターでは介護・保育の人材確保・定着のための資金貸付を実施しています。

●介護貸付のご案内●

貸与対象となる方	貸与額	募集期間	免除要件
介護福祉士または社会福祉士養成施設に在学する方	- 修学費 月5万円以内 - 入学準備金 20万円 - 就職準備金 20万円 - 国家試験対策費 年4万円(介護福祉士のみ) - 生活費加算(該当者のみ、個別金額)	令和5年4月3日～4月26日 (養成校を通じての申し込みとなります。)	県内の介護事業所で5年間(過疎地域での就労の場合は3年間)従事
介護福祉士実務者養成施設に在学する方	修学費20万円(上限)		介護福祉士登録後、県内の介護事業所で2年間従事
他業種で就労していた方であって、介護職員初任者研修等を修了*し、新たに介護分野で就職する方	20万円(上限)	随時募集	県内の介護事業所で2年間従事
他業種で就労していた方であって、介護職員初任者研修等を修了*し、新たに障害福祉分野で就職する方	20万円(上限)		県内の障害福祉事業所で2年間従事
過去に1年以上介護職としての実務経験があり、介護業務に再就職する方	40万円(上限)		県内の介護事業所で2年間従事

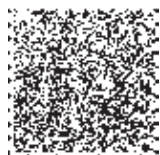
*就職後に修了予定の方は、申し込み前に下記へお問い合わせください。

●保育貸付のご案内●

貸与対象となる方	貸与額	募集期間	免除要件
保育士養成施設に在学する方	- 修学費 月5万円以内 - 入学準備金 20万円 - 就職準備金 20万円 - 生活費加算(該当者のみ、個別金額)	令和5年4月3日～4月26日 (養成校を通じての申し込みとなります。)	県内の保育所等で5年間(過疎地域での従事の場合は3年間)従事
保育士資格を持っており、3か月以上保育士として勤務していない、もしくは勤務した経験のない方で、県内の保育所等に新たに勤務する方	20万円(上限)	随時募集	県内の保育所等で2年間従事
未就学児を持つ保育士であり、県内の保育所等に新たに勤務する方	月額27,000円以内		

福祉の職場を目指すあなたを応援します！

【問い合わせ先】 県社協
県健康・福祉人材センター
県保育士・保育所支援センター
☎ 076-432-6156
【開所日】月曜日～金曜日
(土・日・祝日および年末年始を除く)
【受付時間】8:30～12:00
13:00～17:00



はじめての福祉の仕事サロン

福祉の仕事についての基本的な内容や現場の状況などについて、キャリア支援専門員がていねいにお答えします。

●日時 3月23日(木) 13:30～16:00

●会場 サンシップとやま

●定員 各月10名(先着順)

※事前に左記へご連絡ください。

社会福祉施設経営相談室から

労働者雇用と無期転換の申込み

梅原 修一（社会保険労務士）

「無期転換ルール」が導入され、有期雇用労働者の無期雇用転換への対応を迫られるようになりました。その注意点は以下の通りです。

「長期の労働契約等」のとき

労働基準法第十四条では、労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、三年を超える契約をしてはならない。（専門的知識等の場合は五年を超える期間について締結してはならない。）

「通算五年を超えるとき」

労働契約法第十八条第一項（一）通算五年を超える場合は、現在の有期労働契約期間の満了日までに労働者が申込みをすると、期間の定めのない「無期労働契約に転換」となる。

（二）労働者は、通算五年を超えることになる有期労働契約の初日から末日までの間に無期転換の申込みが出来る。

「無期転換の申込みの要件」は、

- ①同一の使用主との締結
- ②同一か否かは、事業場単位でなく、法人の場合は法人単位、個人事業主の場合は当該個人事業主単位で判断する。

③有期労働契約が二回以上更新されていること。

④通算契約期間が五年を超え有期の労働者は、使用者に対して、無期労働契約への転換の申込みする権利が出来る（無期転換ルール）。

「労働者の申込みにより、無期労働契約へ転換した後の労働条件について」

現に締結している有期労働契約と同一の労働条件とする。

※注労働者の定義について

第九条が適用される労働者で、①職業の種類を問わず、②事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者、労働し賃金を支払われる者、使用者とは労働者に賃金を支払う者。

※以下参考条文

「労働法第十二条」

基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分は無効。無効部分は、法で定める基準による。

「民法第六三条」

雇用は、当事者の一方が相手方に労働に従事することを約し、相手方が報酬を与えることを約し効力を生じる。

あかいはね

トピックス



令和4年度赤い羽根共同募金運動の募金実績について

令和4年度の共同募金運動は、この新型コロナウイルス禍が未だ続く中にもかかわらず、県民の皆様の温かいご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、1月31日現在の募金総額は155,425,499円となりました。

お寄せいただきました募金のうち、「一般募金」は、本会に設置する配分委員会の審議及び理事会・評議員会の議決を経て、令和5年度に県内の福祉関係施設、団体やNPO、ボランティアグループなどが実施する地域福祉推進のための事業に使わせていただく予定です。

また、「地域歳末たすけあい募金」は、在宅の障がい者や一人暮らし高齢者など、それ

ぞれの地域において支援を必要とする方々のために、「NHK歳末たすけあい募金」は、福祉施設、団体が実施する年末年始のふれあい交流事業や障がい者の就労を支援するための備品整備などのために使わせていただきます。関係者一同心から厚くお礼申し上げます。

令和4年度 募金実績 (1/31現在)	
一般募金	126,162,396円
地域歳末	20,031,473円
NHK歳末	9,231,630円
合 計	155,425,499円

令和5年度（令和6年度事業）赤い羽根共同募金助成申請受付のお知らせ

本会では、民間の福祉施設や福祉関係団体などが地域福祉推進のために令和6年度に実施する事業について、共同募金の助成申請を受け付けます。

1 対象事業

① 経常費
施設利用
者や地域住民の福祉向上を図るための住民参加による地域福祉活動など、社会福祉を目的とした事業を実施するための経常的経費

② 臨時費

地域福祉推進のために必要な備品などの整備や施設の修繕など、社会福祉を目的とした事業を行う施設・団体の臨時的経費（事業費の4分の3以内で、法人格を有する場合は、上限300万円、車両の上限は200万円）、法人格を有しない場合は、上限100万円）

2 申請書受付期間

令和5年4月3日～4月28日

※必着 3 申請先

① 経常費のうち、市町村区域内を対象とした事業は各市町村の共同募金委員会へ

② 臨時費及び県広域を対象とした事業や複数の市町村にまたがる事業は本会へ

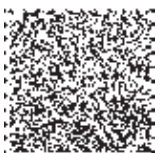
4 その他

詳しくは本会ウェブサイトをご参照ください。

○問い合わせ先

県共同募金会 ☎076-431-9800

ウェブサイト <http://www.akahane-toyama.or.jp>



我が社会福祉法人の 地域における公益的な取組

社会福祉法人 ちいさな花の福祉会(小矢部市)

小矢部市社会福祉法人連絡会(以下、法人連絡会)は、市内のすべての社会福祉法人が参加して平成28年に発足しました。参加法人の事業対象者は高齢・障害・児童とそれぞれ違うものの、社会福祉法人としての共通の課題や様々な意見交換を通しての学びや取組を推進し現在に至っています。その中で、平成30年から法人連絡会で「フードドライブおやべ」を始めました。対象者を母子家庭や生活に困っている方などとし、配布当日の運営は全会員法人で行っています。

平成30年は収集合計1,425個、来場者数33名でした。令和4年は収集合計2,679個、来場者数73名で、開始から30分で収集数の94%の配布ができました。

令和3年から地域のJA、スーパー、企業に提供を呼びかけたところ、協力していただけることになり取組の拡大につながりました。

また、口コミもあるのか参加者は年々増加傾向にあります。昨年の参加者アンケートでは「来てよかった」「次回も来たい」と全員が答えていることから継続の力を感じているところです。



フード配布の様子



集まったフード

1法人で公益的な取組を行うには限界がありますが、連携をとって展開することで、取組の拡大と充実を図ってきました。法人連絡会として取組んだこの一歩が、法人同士のさらなる連携と新たな公益的な取組に発展することを会員として期待しています。

戦略的なPRを学んだ 広報講習会

12月20日、県社会福祉協議会は、ソウエルクラブとの共催により、広報講習会をオンラインで開催しました。「広報」とは「社会に対して広く知らせること」を意味しますが、近年では「PR(パブリックリレーションズ)」や「ブランディング」の観点から、その重要性が一層注目されています。

講師には、社会の広告社代表取締役でクリエイティブディレクターの山田英治氏をお招きし、和やかな雰囲気の中、戦略的なPRの考え方や具体的なブランディングの方法、効果的な広報発信のポイントなどについて、社会福祉法人・施設などの先進的な取組事例を参考にお話しいただきました。

受講者からは、「広報を根本から考え直すきっかけになった」「施設の理念や大事にしていることなど、自分たちが何をアピールしたいかを考えるところから始めたい」「広報担当者として参加したが、管理者にも聞いてもらいたい内容だった」「SNSの使い方や、情報を届けたい方にどの

ような発信をすれば効果的か考える機会となった。」などの感想が寄せられました。

県社協では、今後とも会員様のニーズに合わせ、職員の資質向上や法人運営に資する研修を企画・実施することとしていますので、ぜひご活用ください。

災害時の業務について考える

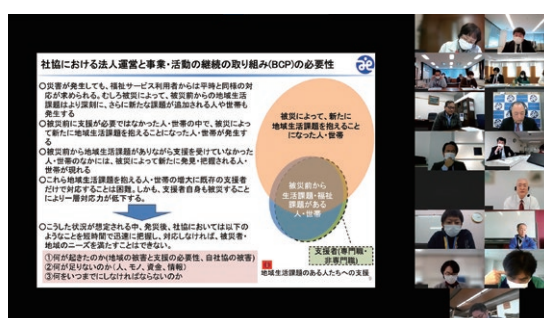
2月7日、県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会におけるBCPの策定や現計画の見直しを支援することを目的に、研修をオンラインで開催しました。

自然災害や感染症の拡大などによる非常事態下にあっても、社協は地域のために福祉サービスの提供をはじめとした必要な業務を継続、あるいはいち早く再開することができるよう、BCPを策定しておく必要があります。

講義では、全国社会福祉協議会・高橋良太地域福祉部長から、「社協におけるBCP策定の意義について」をテーマに、災害時の活動を支える社協としての組織運営のあり方や、BCPの必要性と策定する

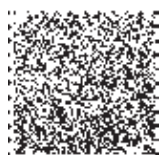
際のポイントなどについてご説明いただきました。

実践報告では、東温市社会福祉協議会(愛媛県)・仙波直也事務局長、滑川市社会福祉協議会・斎木秀則常務理事から、BCP策定の経緯や内容、感染症拡大を踏まえた改訂内容などについてお話しいただきました。



オンライン研修の様子

〇問い合わせ先
県社協 総務企画課
TEL 076-14321-2958



NPO法人 の紹介



**共生社会の実現を目指して
まちを元気にする事業を行う**

NPO法人なんと元氣(南砺市)

南砺市を拠点に、まちづくりに関するさまざまな事業を行っている「NPO法人なんと元氣」。平成25年の設立から精力的な活動を続け、今年で10周年を迎えます。理事長の富田健さんに、活動への思いを伺いました。

Q 設立の経緯は？

平成24年7月に施行された「南砺市まちづくり基本条例」に賛同し、地域の方々とともに「南砺市に住んでいて良かった」と思えるまちづくりに民間ベースで寄与したいと願い、幅広いメンバーが集まってNPO法人を設立しました。

Q 現在の活動は？

設立以来さまざまな取り組みを行ってきましたが、現在も継続しているものの一つが放課後学習支援です。井波の放



井波の「きぼりっこ」での放課後学習支援の様子

しています。自発的に勉強に取り組むか、わからないことは進んで聞くという子どもたちの主体性を大切にしています。

もう一つが「週一健康サロン」です。毎週水曜の10時半から、ジョッピングセンターアスモ内で体操を行っています。地域の方々が集まって身体を動かして、終了後はお茶を飲みながら雑談しています。令和3年11月からは、この体操後に「お困りごと相談窓口inアスモ」として地域の方の日常生活におけるお困りごとをお聞きし、事例検討会で解決策を話し合うという取り組みも行ってきました。事業として1年間で終了しましたが、引き



週一健康サロンでは「ほっとあつとなんと体操」を行う

続き窓口でご相談をお受けできる体制をとっており、必要があれば地域包括支援センターや病院につなぐ役割を担っています。

Q 今後の活動、目標は？

私たちの運営目的は共生社会の実現です。子どもからお年寄りまで、みんなが楽しい人生を送れるよう、行政の手が届かないところをやるというスタンスは設立当初から変わりません。これからも会員一人ひとりが自発的に、やりたいことをやりながら活動を続けていきたいと考えています。私たちの活動にご賛同いただける方は、ぜひ仲間になっていただきたいです。

○問い合わせ先

NPO法人なんと元氣
南砺市山見1739-12

SCアスモ2階
代表 富田 健さん
0763-8215068



理事長
富田 健さん

令和4年度 全社協会長表彰・中央共募会長 表彰伝達式

1月17日、県総合福祉会館福祉ホールにおいて「令和4年度全国社会福祉協議会会長表彰・中央共同募金会会長表彰」伝達式を開催しました。

伝達式開催にあたり、県社協柴専務理事・事務局長は、受彰者に対しお祝いの言葉を述べるとともに、県内の社会福祉の発展・向上への長きにわたる尽力に敬意を表しました。

式典では、県内受彰者一人ひとりに表彰状が伝達授与されました。

全国社会福祉協議会会長表彰及び中央共同募金会会長表彰は、多年にわたり社会福祉の発展に尽力された関係者・団体・社協や共同募金の奉仕功労者へ授与されるものです。

今年度の県内の受彰状況は、全社協会長表彰が民生委員・



伝達式に出席された受彰者の皆さんと柴専務理事（前列中央）

児童委員功労4名、社会福祉法人・福祉施設功労7名、社会福祉協議会・民間団体功労5名、永年勤続功労29名、社会福祉協議会優良活動表彰1地区社協、中央共募会長表彰は奉仕功労者2名、地区・団体1企業でした。



ボランティア
グループ紹介

地域との信頼関係を築き まもなく50周年の手話サークル

富山市手話サークルとわの会(富山市)

県の手話講習会に参加したメンバーらによって、昭和49年3月に創立された「富山市手話サークルとわの会」。令和6年には50周年を迎える、県内でも歴史のある手話サークルです。約20名の創立メンバーには聴覚障害者も含まれており、当時を知る2・4代会長の針山さんは「週1回のサークルが情報交換や交流の場として活用されていた」と振り返ります。



現会長
塩見七恵さん

2・4代会長
針山和雄さん

長年にわたる活動のなかで手話技術を向上させてきたメンバーたち。行政や団体が開催するイベントにも積極的に参加・協力し、地域との信頼

関係を築いてきました。

なかでも昭和56年から継続して協力しているのが、県障害者(児)団体連絡協議会主催の「障害者の成人を励まし祝う会」。「障害者はたちのつどい」と名前が変わった今年も1月7日に開催されました。



「富山市民ふれあい広場」での
ブース出店の様子

毎年秋に開催されている富山市社協主催の「富山市民ふれあい広場」では、手話講座を実施するブースを出店。声がかかった年には、ステージで手話コーラスを披露しています。また、メンバーが講師として小中学校に出向き、子どもたちに手話を教える活動なども行っています。

このような活動の成果があり、一時は会員数が1000人を超えたという同会。しかし、その後は各地域に次々と手話サークルが創立。会員や聴覚障害者が四散したことなどにより、現在は会員数減少の危機に面しています。

「とわの会」には聴覚障害者だけでなく、知的障害者、身体障害者、重複障害者などさまざまな会員がいて、お互いを理解し合いながら活動しています。一人ひとりの個性を尊重するという「とわの会」らしさを大切にしながら、会員数も増やしていきたいと会長の塩見さんは意気込みます。



「富山県ろうあ者大会」での活動の様子

○問い合わせ先

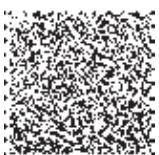
富山市ボランティアセンター
TEL 076-422-2456

県高齢者総合相談センター 閉所のお知らせ

県からの委託を受け、昭和63年から高齢者やそのご家族が抱える心配ごとや悩みごとの相談窓口として相談事業を実施してきましたが、このたび、県の事業見直しに伴い、令和5年3月31日をもって閉所することとなりました。

長きにわたり皆様にご利用いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。
なお、高齢者の日常生活に

関する支援や介護に関する相談は、市町村に設置されている「地域包括支援センター」で、税金・年金・法律などの相談は、市町村や各団体で無料相談を実施していますのでご利用ください。また、当センターで実施しておりました「認知症ほっと電話相談」は、富山県で窓口が設置されますので、引き続きご利用ください。(実施主体が変更となります。)



いっしょにいませ!

私たちの自慢の一品

社会福祉法人あしつきふれあいの郷(高岡市)

社会福祉法人あしつきが運営する「あしつきふれあいの郷」は、地域で生活する主に精神障害を持つ方たちが、自立や社会参加を目指して働いている就労支援事業所(就労継続支援B型・就労移行支援・就労定着支援)をはじめとする施設です。一人ひとりが自分の人生の主人公となるように、ともに育ち、支え合う活動に取り組んでいます。

たくさんの方に届けたい自慢の一品は、手作りのパン。同所では以前からお菓子の製造を手がけてきましたが、パンの製造は平成30年から新たに始めた分野です。現在は菓子パンから惣菜パンまで、20種類以上のレパートリーがあります。なかでもメロンパンやクリームパン、ドッグパン、チーズパンなど、ベーシックなものに人気が集まっています。商品開発する上では、焼き色や大きさといった見た目はもちろん、味や価格も「自分たちがパン屋さんで買いたくなるもの」という消費者目線を大切にしています。また、製造においては衛生管理や健康チェックを徹底。パンは生き物という

考えのものと、室温を一定に保ったり、仕込みの水温を調節したりと、「いつもの美味いあしつきのパン」を提供するための工夫も欠かしません。



パンの製造から販売までほとんどの過程に利用者が携わる

複数の作業を同時にこなす必要がある自主製品部門。利用者にとってはできることが増えて、一般就労への自信につながる場でもあります。イベントシーズンなどは注文が多く大変なこともあります。利用者も職員も、お互いを思いやるやさしい気持ちを大切にしながら働いています。

市」で販売。お菓子は「あぐりつち佐野店」「大島絵本館」でも常設販売しています。そのほかにも福祉施設や県内企業、イベントなど、市内を中心としたさまざまな場所で販売に取り組んでいます。

「パンとお菓子には、高岡産の小麦粉(一部)と卵を使っています。今後はより地域で生産された材料を使った商品開発をしていきたい」と職員の荒田さん。これからも利用者や職員が力を合



職員の皆さん



「あしつきふれあいの郷」内の販売スペース

○問い合わせ先
社会福祉法人あしつき

あしつきふれあいの郷
高岡市博労本町4-1
TEL 0766-29-3335

県社協 県介護実習・普及センターからのお知らせ

介護実習・普及センターの閉所及び とやま介護テクノロジ

普及・推進センターの開所について

平成7年10月より事業を行ってきた富山県介護実習・普及センターですが、令和5年3月31日をもちまして閉所する運びとなりました。令和5年4月1日より、「とやま介護テクノロジ」普及・推進センターが開所します!この新しいセンターでは、介護テクノロジの体験展示、介護職員や一般県民を対象とした各種研修の実施、先進事例の紹介等による介護テクノロジの普及啓発及び活用推進を図ります。

- ③ 介護ロボット等の導入・活用の推進を目的とした研修を実施します。
- ④ シンポジウム等のイベントを開催します。

● 展示・体験・貸出

- ① 新センター内にて介護ロボット・福祉用具等の展示・体験を行います。
- ② 地域への出張展示を行います。
- ③ 専門職への試用を目的とした貸出を行います。

● 開発企業への支援

- ① 介護現場との意見交換会を開催します。
- ② 試作品などを体験希望する事業所を紹介します。

新センター開所まで、どうぞ楽しみにお待ちくださいませ!

○問い合わせ先

県社協
県介護実習・普及センター
TEL 076-432-6305

● 研修会・イベント開催

- ① 小中高生や一般県民を対象とした体験講座を実施します。
- ② 介護職員への資質向上を

● 相談窓口

- ① 一般県民、介護事業所等からの導入・活用に関する相談に対応します。
- ② 開発企業等からの開発や商品PR方法などに関する相談に対応します。

第35回全国健康福祉祭えひめ大会

ねんりんピック愛顔のえひめ2023

ねんりんを重ねた愛顔 伊予に咲く

令和5年10月28日(土)～31日(火)



開催予定種目

卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、バタンク、ゴルフ、マラソン、弓道、剣道、ウォークラリー、グラウンド・ゴルフ、ラグビーフットボール、水泳、サッカー、ソフトバレーボール、サイクリング、太極拳、スポーツウエルネス吹矢、ダンススポーツ、カローリング、バドミントン、囲碁、将棋、健康マージャン

- 今年、愛媛県内20市町を会場に4日間の日程で開催されます。
- この大会に選手として参加されたい方は、県内の選考会に参加する必要がありますので、下記までお問合せください(既に選考会が終了している種目があります)。

[参加資格] 2024年4月1日時点で60歳以上の方
(昭和39(1964)年4月1日以前に生まれた方)

○問い合わせ先 富山県いきいき長寿センター TEL 076-432-6010

ねんりんピックってなに?

全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、60歳以上の方々を中心として、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができるスポーツと文化、健康と福祉の祭典です。



シニアタレント・語り部を派遣します

県社会福祉協議会いきいき長寿センターでは、永年にわたって培われた豊富な経験・知識・技能などの一芸に秀でた高齢指導者をシニアタレント・語り部として登録し、当センターホームページで紹介しています。

地域の行事や子どもたちの活動などに講師として派遣いたします。是非ご活用ください。

世代間交流を目的として左記の機関・団体等が行うイベントを対象に講師謝礼の一部を助成する制度もあります。

●派遣講師

当センター登録の「シニアタレント」並びに「語り部」

●対象機関・団体など

(1)幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専門学校、塾及びそれに類する機関

(2)概ね右記の生徒により構成されたサークルなど

富山大空襲の体験談



学童保育で手品教室

○問い合わせ先
県いきいき長寿センター
TEL 076-432-6010

☆助成金申請方法

所定の申請書による。

(3)世代間交流を目的としたイベントの主催者・施設等(公民館、児童会など)

(4)その他、当センターが認めた事業の主催機関・団体など

ご寄付ありがとうございます

●寄付者一覧 4年12月1日から令和5年1月31日まで

- 故 布目久三・トミ 様 200,000円
- 一般社団法人富山県市町村職員年金者連盟 様 467,000円
- 公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会 富山県協会 様 100,000円

県内の社会福祉事業振興や地域福祉推進のために活用させていただきます。



1月31日(火)、JAIFA富山県協会様(左側)から県社協へ寄付金目録の贈呈
(左側から臼木賢司副事務局長、町村英俊事務局長、村井喜代美副会長、馬場智毅会長)



県社協のおもな動き

3月日程 行事名	場所
3 (金) 県社協 基金運営委員会	サンシップとやま
日常生活自立支援事業契約締結審査会	サンシップとやま
9 (木) ケアネット活動評価検討委員会	サンシップとやま
13 (月) 心配ごと相談研修会	富山県民会館
16 (木) 福祉サービス苦情解決研修会	オンライン
17 (金) 市町村社協新任職員研修	サンシップとやま
23 (木) 富山県災害福祉広域支援ネットワーク協議会	富山県民会館
県共募 第301回理事会、第259回評議員会	サンシップとやま
27 (月) 福祉人材確保対策会議	富山県民会館
28 (火) 県社協 理事会、評議員会	サンシップとやま
4月日程 行事名	場所
27 (木) 富山県福祉・介護職員合同入職式2023	富山県民会館
社会福祉推進関係者交歓の集い	富山県民会館



編・集・後・記

生活困窮者に対する支援のあり方について考えさせられた特例貸付。地域の生活課題が浮き彫りとなり、解決への新たな取り組みを始めるきっかけにもなりました。今後の社協に求められるのは単なる償還対応ではなく、自立支援の強化でしょう。最長10年という長くて遠い償還への道のりを支援していくためにも、支援人材の確保や関係機関との連携など、早急に体制を整えていく必要があると感じます。

本誌に関するご意見・ご感想をお聞かせください。

- ウェブサイト <https://www.toyama-shakyo.or.jp/>
- メール info@toyama-shakyo.or.jp

ハーティは富山県のボランティア活動のマスコットマークです。



「ええ人生やったなあ」と言える様に

相談支援事業所アプリコット
相談支援専門員

徳竹 健太郎さん



20代の頃、楽しい時は笑うし悔しい時は泣いたり怒ったりする、障害があってもなくても同じだよ、でも自分はたくさん楽しいことがあるのに、障害があるとんでもない制限があるんだ、ということをお願い知らされました。同じ人間なのにこんなにも生き様が違っていて何だろう、こんな世の中おかしい、何とかしたい、と思ったのがきっかけで、福祉の仕事に関わる様になりました。

活動の中で「当たり前を変える、既成概念の変革」「サービスにニーズを合わせるのではなくニーズにサービスを合わせる、なければ工夫したり新たに作る」「人間の中枢神経は6歳ごろまでに約9割形成される」など先人から貴重な学びを得ました。ヘルパーでは面白いことを共有できる、失敗しても笑ってくれる人がいる、どんな人がつながっていく、人生を2倍以上楽しんでいるなと思いました。相談支援では「待てないのですが」「外に出ないのですが」という相談に、「待つ」という環境を作らなければいいし、出すことばかり考えずそこへ集まり出るきっかけにつなげれば、い、など発想の転換は大切であり面白いなと思いました。また障害のある方が大人になった今、お箸を持つ練習？子どもの時にはどうしてたんだろう？と不思議に思うこともありました。

障害があるというだけで清く正しく美しく、失敗しない様に、人や社会に迷惑をかけちゃいけない、と思われているのではないのでしょうか。そんな障害のある方の生き様を知らない人が多いのではないのでしょうか。自分が幸せでなければ人の幸を考えることはできないし、遊び心を知らなきゃ楽しさを伝えることはできないのではないのでしょうか。

制限の多い状況ですが、多くの人が出会い、お互いを知り、笑顔になることで、誰もがより幸せな人生を送ることができると考えています。誰もが人生最後に「ええ人生やったなあ」と言える様に。

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会は
住民主体の地域福祉の理念に基づき、だれもが安心して暮らすことができる福祉社会の実現をめざし、県内の民生委員・児童委員、福祉施設、福祉従事者、ボランティア等で構成する、公共性と自主性をもつ民間社会福祉組織です。

